一時保育事業について

【概要】

保育所等の施設に通われていない児童の保護者が就労や就学、病気や冠婚葬祭のほか、子育て負担を軽減する目的(リフレッシュ)の保育ニーズに応えるためのもの

<基本補助額>

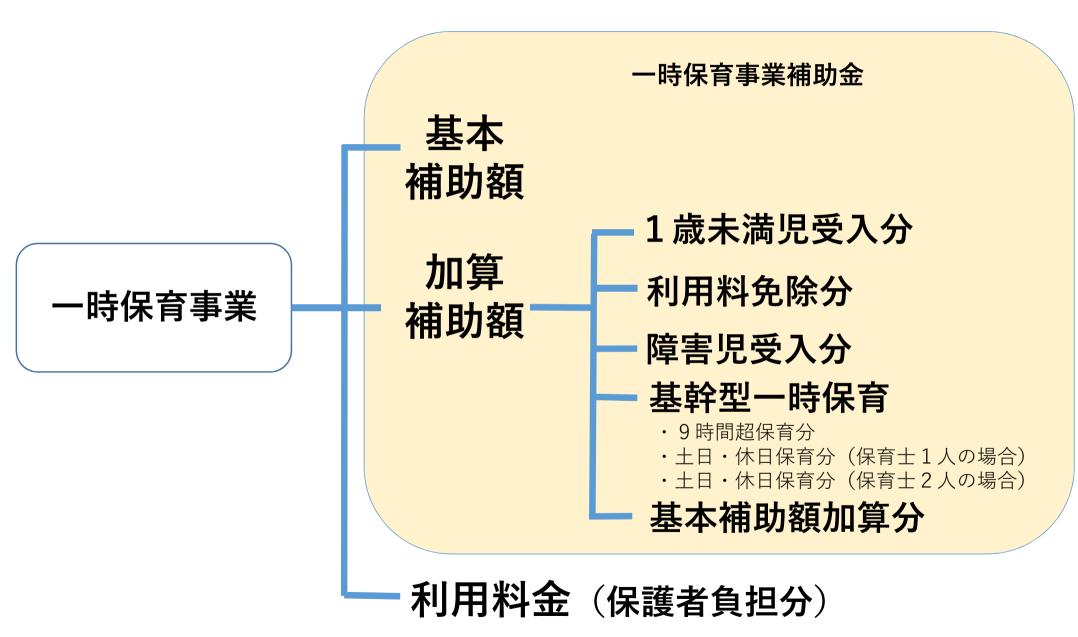
基本となる運営費を補助するもの

<加算補助額>

1歳未満児・障害児の受入促進、低所得世帯等の利用料免除などを補填、 補助するもの

- ・1歳未満児受入分
- · 利用料免除分
- ・障害児受入分
- ・基幹型一時保育
 - •9時間超保育分
 - ・土日・休日保育分(保育士1人の場合)
 - ・土日・休日保育分(保育士2人の場合)
- ・基本補助額加算分

一時保育事業 構成図



※補助単価の改定がある場合は、確定次第連絡いたします。

利用料免除について

川崎市民以外の方でも一時保育の利用は可能ですが、利用料免除の対象は原則として川崎市民の方に限ります。

- ① 生活保護世帯 (昼食・おやつ代は500円を上限に加算)
- ⑤ 児童扶養手当受給世帯

② 非課税世帯 (単身赴任は除く)

⑥ きょうだい減免

③ 年収360万未満世帯

7 多胎児

④ 里親に委託されている児童

<申請書類>

- ・免除事由に複数該当する場合は、いずれか一つの証明で足ります。

 ただし、生活保護世帯、非課税世帯、里親に委託されている児童、児童扶養手当受給世帯の

 いずれかに該当する場合は、きょうだい減免及び多胎児よりも優先としてください。
- ・利用料免除に係る挙証資料については、本資料の10ページ「別紙」以降に詳しく記載が ありますので、ご確認ください。

◎きょうだい減免

令和6年4月から、**きょうだいのカウント範囲が広がります。**

【変更前】

<u>未就学のきょうだいが認可保育所等を同時に利用する場合に</u>一時保育を利用するきょうだいの 利用料を第2子は半額、第3子以降は無料

≪ポイント≫

認可保育所等を利用している年長児を第1子目として起算して第2子、第3子を判定する



【変更後(令和6年4月~)】

保護者と生計が同一の子が2人以上いる場合、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、 第2子を半額、第3子以降を無料

≪ポイント≫

生計が同一の第1子から起算して第2子、第3子を判定する

【生計が同一とは】

住民票が同じ場合、もしくは住民票が別の場合は、<u>①生活費、療養費等の経済的な援助が</u> 行われており、②定期的に音信、訪問が行われている状態

挙証資料については、本資料の10ページ「別紙」以降に詳しく記載がありますので、 ご確認ください。

◎きょうだい減免

【制度の拡充に係る経過措置について】

- ① <u>今和5年度に一時保育事業を利用していた児童で、</u>利用児童の<mark>弟妹が認可保育所等</mark> <u>に入所していることを理由</u>に、<u>きょうだい減免が適用され</u>、半額または無料だった 場合で、
- ② **令和6年度の利用料**が、無料もしくは半額だったものが全額になる、無料だった ものが半額になるなど、**増額になる児童**
- ⇒経過措置に該当する場合がありますので、保育第1課にご相談ください

【経過措置の期間】

令和7年3月31日までの間

◎きょうだい減免

【制度の拡充に係る経過措置適用基準】

令和5年度に実際の第1子目又は第2子目、その両児童(同日利用に係る)が一時保育を利用し、かつ令和5年度に適用された減免額と令和6年度に適用される減免額が別表のとおりとなる場合において、当該児童の世帯における子どもが次の要件に当てはまる場合には、令和6年度における実際の第1子目又は第2子目、その両児童(同日利用に係る)の一時保育に係る利用料は別表の令和5年度に適用された減免額のとおり減免する(令和7年3月31日まで)。

(要件)

0~2歳(令和3年4月2日以降に生まれた子どもをいう。)の子どもが、認可保育所(一時保育を除く)、認定こども園(一時保育を除く)、地域型保育事業、年度限定型保育事業、川崎認定保育園を利用していないこと。

(別表)

	令和5年度に適用された 減免額	令和6年度に適用される 減免額
実際の第1子目	半額	免除無し
実際の第1子目	無料	免除無し
実際の第2子目	無料	半額

◎多胎児減免 (就労を除く「緊急・一時保育」の場合にのみ適用可)

きょうだい減免の減免対象が拡充されたことにより、<u>多胎児減免のカウント方法を変更</u>します。これまで、きょうだい減免のきょうだいカウントを行う場合、多胎児減免を適用しているきょうだいはカウントしない取扱いでしたが、令和6年4月からは、<u>まず、きょうだい減免のカウントを行い、多胎児である児童については、上乗せして多胎児減免を適用し、利用料を無料</u>とします。

【例】 (第1子と第2子が多胎児である場合)

きょうだい	第1·	子	第2	2子	第	3子
※左から年齢順	利用施設	免除区分	利用施設	免除区分	利用施設	免除区分
令和5年度まで	一時保育	無料 (多胎児減免)	一時保育	無料 (多胎児減免)	一時保育	減免無し (きょうだい減免 第1子目扱い)

きょうだい	第1子		第2子		第3子	
※左から年齢順	利用施設	免除区分	利用施設	免除区分	利用施設	免除区分
令和6年度から ステップ1 きょうだい減免を適用	一時保育	減免無し (きょうだい減免 第1子目)	一時保育	半額 (きょうだい減免 第2子目)	一時保育	無料 (きょうだい減免 第3子目)
ステップ2 ▶ 多胎児減免を適用	一時保育	無料 (きょうだい減免 に多胎児減免を 上乗せ)	一時保育	無料 (きょうだい減免 に多胎児減免を 上乗せ)	一時保育	無料 (きょうだい減免 第3子目)

幼稚園児等が一時保育を利用する場合

一時保育は、基本的に認可保育所等に在籍のない児童が利用対象となりますが、幼稚園の長期休暇期間等で一時的に保育が必要になった場合は、利用ができます。

ただし、きょうだい減免、多胎児減免を適用することはできません。

認可保育所等(市外施設を含む)

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理 治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、企業主導型保育事業の通常保 育、幼稚園、川崎認定保育園、年度限定型保育事業

令和5年度 一時保育事業実施施設 基本補助額変更交付・実績報告

申請・報告書類	申請・報告期限	
令和5年度一時保育事業補助金(基本補助額)変更交付申請書※(第8号様式)		
令和5年度一時保育事業利用実績表※	令和6年3月31日付 で4月5日(金)まで	
令和5年度一時保育事業補助金(基本補助額)執行状況報告書 (第9号様式)		
令和5年度一時保育事業実績報告書(第10号様式)	令和6年3月31日付 で4月末日まで	

※一時保育事業補助金(基本補助額)変更交付申請書・利用実績表は、年間利用児童数が<u>当初見込みを上回る区分又は下回る区分となり、当初交付</u>額が変更となる場合に提出が必要です。

◆被保護世帯の児童

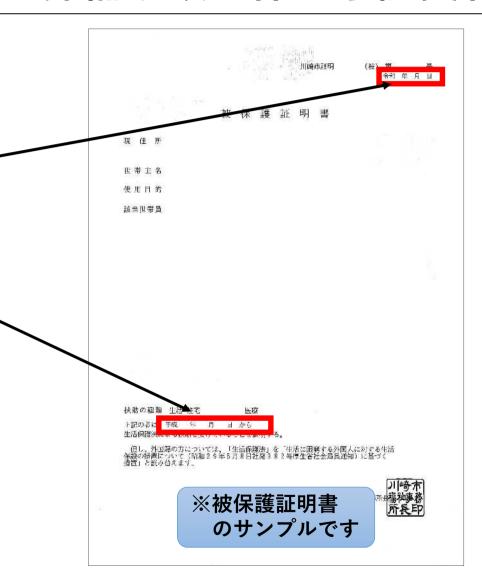
必要書類:被保護証明書

① 現年度発行であるか →右上を確認

② 利用料免除開始日が 「生活保護法による扶助 開始日」に適合するか →左下を確認

※年度内有効として取り扱う

=状況が変わらない限り、 四半期ごとに取得し直す 必要はない



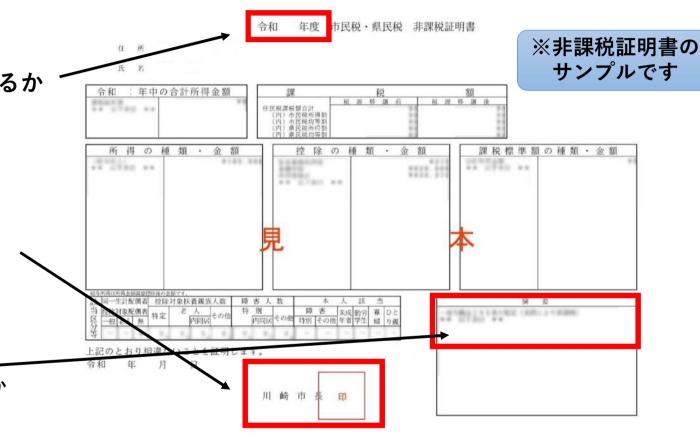
◆市民税非課税世帯の児童

必要書類:非課税証明書

提出すべき年度のものであるか

※第1四半期は<mark>前</mark>年度 第2四半期以降は現年度

- ② 川崎市の発行であるか
 - →下部を確認
 - ※川崎市でない場合は 現住所を確認
- ③ 扶養人数を確認
 - →右下を確認
 - **※16歳未満の人数が - 父・母ともに0になっていないか**
- ④ 原則、父・母の2人分の 提出があるか
 - ※2人分の提出がない場合も含め 注意点については次ページ以降を参照



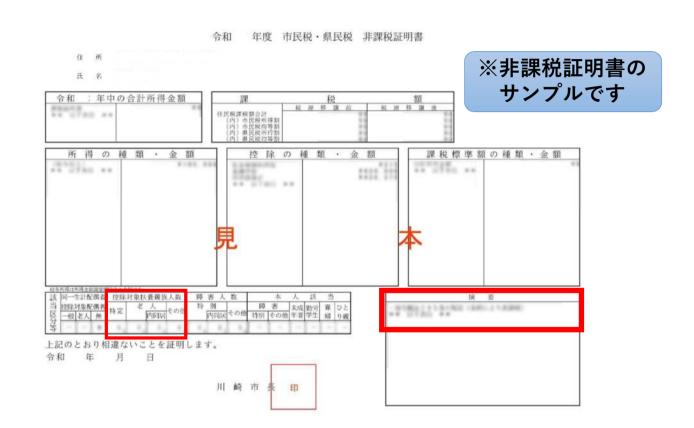
※状況が変わらない限り、四半期ごとに取得し直す必要はない

◆市民税非課税世帯の児童

16歳未満の扶養人数が 父・母ともに0の場合

※ひとり親世帯ではそのひとり親の非課税 証明書の16歳未満の扶養人数が0

祖父母等の扶養に入っている可能性があるため、その旨 を保護者へ確認し、必要に応 じて祖父母等の非課税証明書 を求める



◆市民税非課税世帯の児童

父あるいは母のみの 提出があった場合

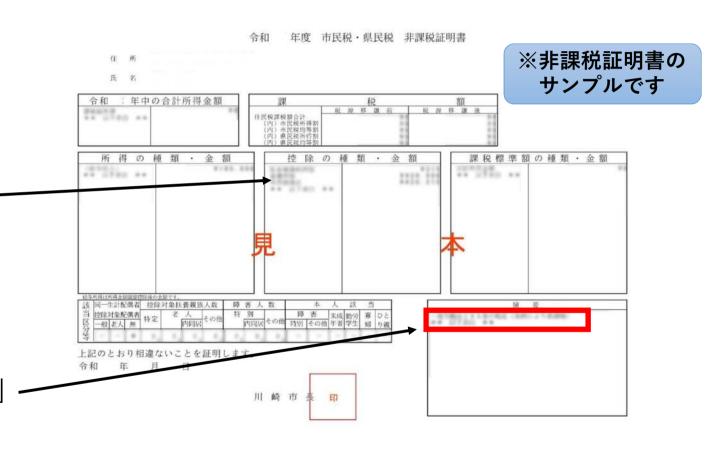
所得控除の欄に

「配偶者」と記載があれば・

1人分の提出でOK

または

「寡婦(寡夫)により非課税」 と記載があれば 1人分の提出でOK



◆年収360万未満世帯の児童

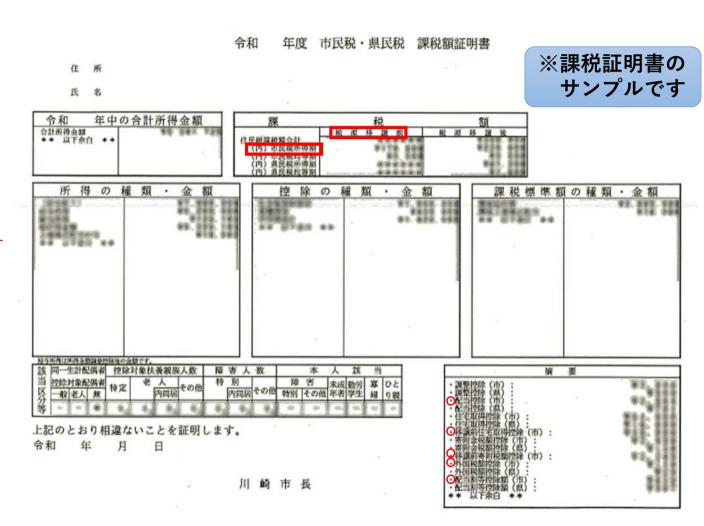
必要書類:課税証明書

税源移譲前の市民税所得割額について、

生計を共にする父・母又は祖父母 等を含み、世帯としての合算が、 77,101円未満※かを確認します。

※配当控除、住宅借入金等特別税額控除、市町村等に対する寄付金税額控除等がある場合は、控除適用前の額

年度等の取り扱いは市民税非課税 世帯と同様

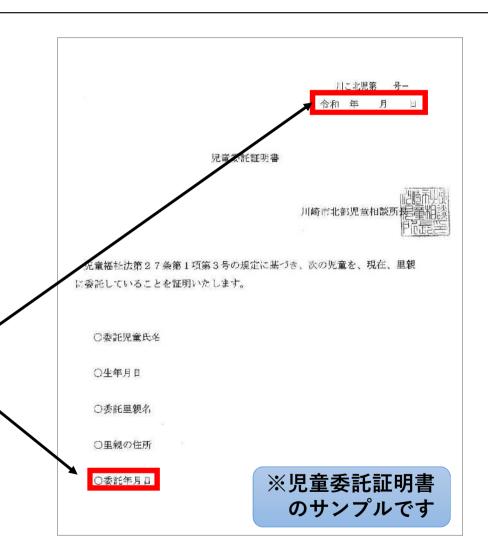


◆里親に委託されている児童 必要書類:児童委託証明書

① 施設が里親から コピーをもらい提出

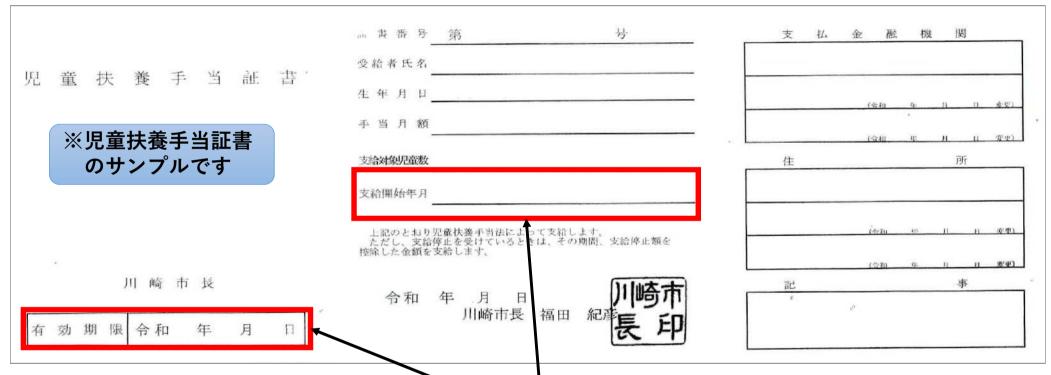
② 委託年月日と同日以降の利用であるか 、

※発行年月日は 現年度でなくても可



◆児童扶養手当受給世帯

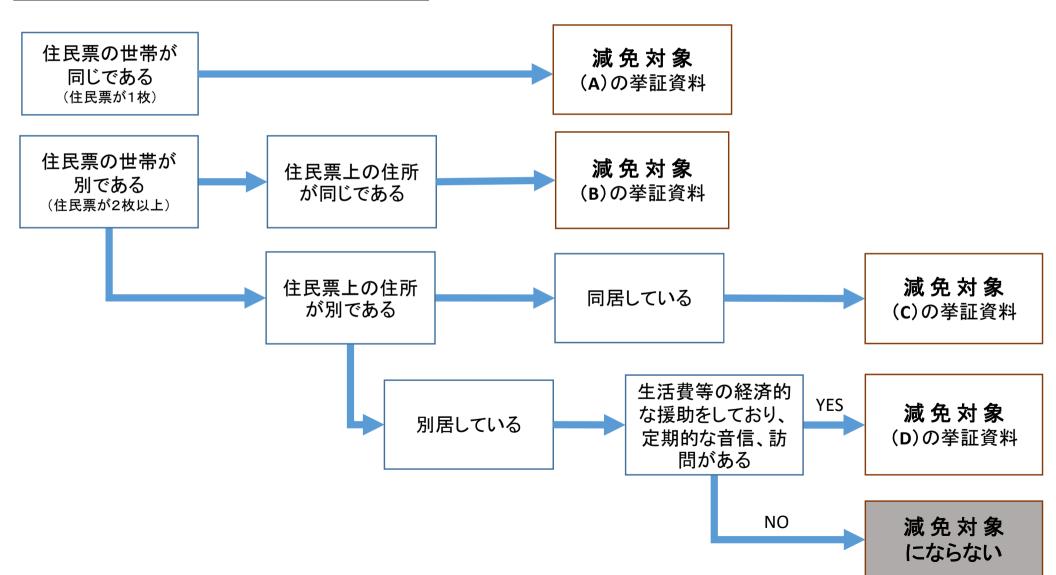
必要書類:児童扶養手当証書

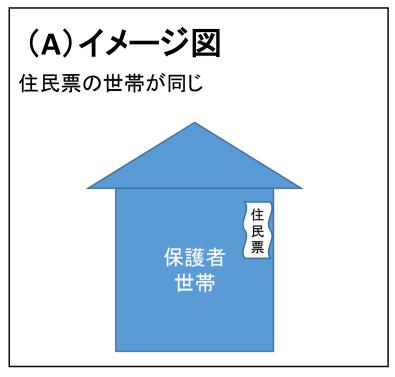


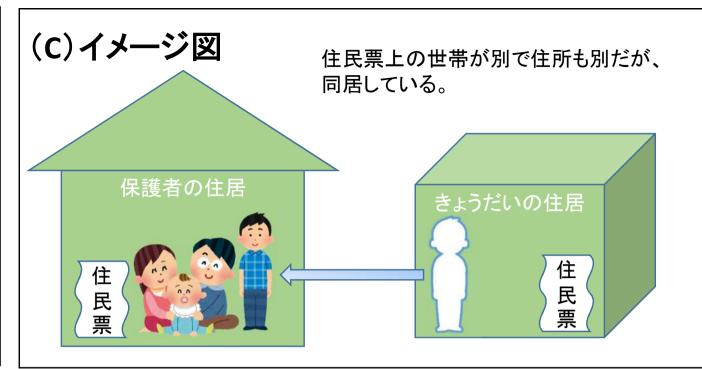
- ※手当の受給が確認できる通知でも代用可
- ※有効期限は10月末に設定されているため、 第3四半期は、現年度10月末期限の証書と 翌年度10月末期限の証書が必要となるので注意が必要
- ・利用日が有効期間内に含まれているか 支給開始月→記載されている月の一日から 有効期限 →記載されている日まで

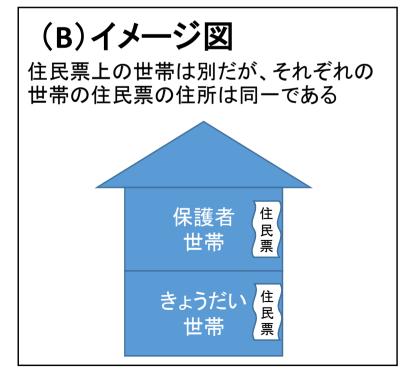
きょうだい減免 対象者確認フロー

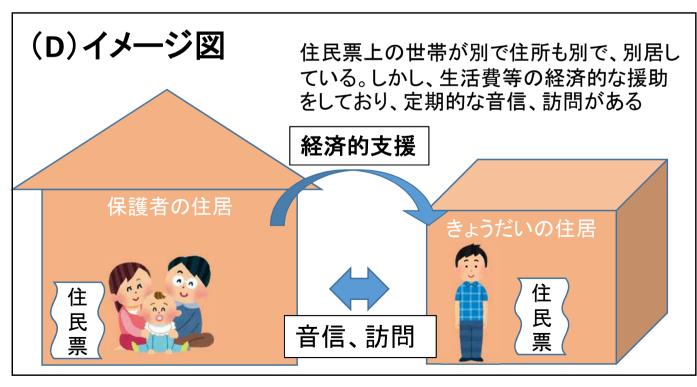
(保護者)と(利用児童のきょうだい)の











挙証資料一覧

(A)

・世帯全員の住民票の写し (続柄、筆頭者の省略がないもの) (B)

- ・それぞれの世帯の住民票(世帯全員)の写し (続柄、筆頭者の省略がないもの)
- 一時保育事業利用料のきょうだい減免に関する申立書
- ・(それぞれの住民票で筆頭者が異なるとき)住民票の除票、戸籍謄本の写しもしくは除籍謄本の写し等

(C)または(D)

- ・それぞれの世帯の住民票(世帯全員)の写し(続柄、筆頭者の省略がないもの)
- ・(それぞれの住民票で筆頭者が異なるとき)住民票の除票、戸籍謄本の写しもしくは除籍謄本の写し等
- ・一時保育事業利用料のきょうだい減免に関する申立書
- ・以下の表のいずれかの資料

事項	挙 証 資 料
ア.健康保険等の被扶養者になっている場合	健康保険被保険者証等の写し(マイナンバー、保険者番号及び記号・番号はマスキング(黒塗り)してください)
イ.定期的に送金がある場合	預金通帳、振込明細書又は現金書留封筒等の写し
ウ.その他上記ア.イに準ずる場合	その事実を証する書類 **

◆きょうだい減免・多胎児 必要書類:住民票

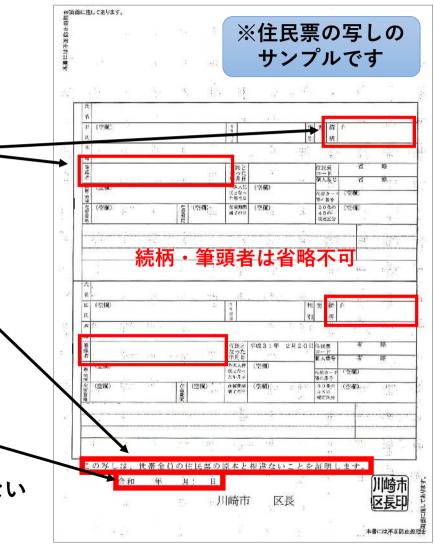
① きょうだいの確認は、筆頭者が同じであるかを確認 外国人の場合は、世帯主が保護者で続柄が子であるかを確認

② 「世帯全員の住民票の原本と相違ない ことを証明します」と記載があるか → (最終頁の)最下部を確認

③ 現年度発行であるか →(最終頁の)最下部を確認

※年度内有効として取り扱う

=状況が変わらない限り、四半期ごとに取得し直す必要はない



◆きょうだい減免・多胎児

① 世帯全員の記載がある 住民票の取得は この中の「世帯全員」 を選択

② 世帯主の氏名及び世帯主 との続柄、本籍及び筆頭 者の項目を省略をしない こと



◆きょうだい減免

【経過措置対象の場合のみ提出が必要】

必要書類

- ・第2子目以降のきょうだいが認可保育所等に在籍していることが分かる書類
 - →在園証明書や施設の名称・園児の氏名が載っている連絡帳や施設からの配布物など (必ず、現年度発行のものとしてください)
- ・一時保育事業経過措置に関する申出書

認可保育所等(市外施設を含む)

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理 治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、企業主導型保育事業の通常保 育、幼稚園、川崎認定保育園、年度限定型保育事業